

は じ め に

平成 11 年度の当研究所の業績がまとまりましたので、お届け致します。

この年度を振り返りますと、4月に「感染症の予防と感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）」が施行され、当所としても感染症発生動向調査に関連した体制の整備に着手しました。6月には、札幌市としてはじめての腸管出血性大腸菌 O26、O157 による集団感染が発生、特に保育園児を中心にした O26 集団感染は志賀毒素 2 産生菌によるもので規模も大きく、約 2 カ月間検体の細菌検査に追われました。また、北海道は例年になく暑い夏で海水温が上昇して腸炎ビブリオ食中毒が多発し、8 月末までに当所の感染症関連検査検体数が 1,000 件を越えました。感染症発生動向調査事業については、保健衛生部、保健所、当所が連携して事業を進め、当所は病原体検査と患者・検査情報を一元的に管理する感染症情報センター機能を担い、情報を当所のホームページに掲載することになりました。実際には平成 12 年 1 月から「札幌市の主な感染症の発生動向」として、インフルエンザなど 11 感染症の患者発生報告数及びインフルエンザウイルス検出状況を毎週更新しながら提供しています。

環境問題に関連した大きな出来事として、平成 11 年 7 月 12 日にダイオキシン類対策特別措置法が衆議院本会議で可決され、国のダイオキシン類対策が強化され、環境中濃度規制値もより厳しくなります。これに伴い地方自治体に環境中ダイオキシン濃度の監視が義務付けられ、地方衛生研究所で行政検査を行う機運が高まりました。当所では新 5 年事業計画の一つにダイオキシン類検査体制整備を策定し、来年度中に検査室と機器を整備することが決定しております。

科学技術の面で衝撃的な事件として、平成 11 年 9 月 30 日東海村のウラン加工工場で国内初の臨界事故が起きました。この事件を機会に、市の衛生行政関連機関における放射線取扱について見直しが行われました。当所では、放射線だけでなくあらゆる危険物・危機について見直すこととし、本年度末まで検討を重ねて来ました。最終的には、危機管理マニュアルとして、放射線障害予防規定と消防計画の他、病原体安全管理、毒物劇物等取扱、高圧ガス取扱、排気設備取扱、排水取扱、廃棄物取扱の各要領を策定しました。

4 回目を迎えた都市型水質汚濁防止検査技術に関する JICA 研修は、本年度も東南アジア、中近東から合計 5 名の研修生を受け入れ、5 月 17 日から約 2 カ月間行われました。また、平成 3 年 3 月に始まった新生児・乳児マスキングに関する JICA 研修は、10 回目の記念すべきものとなり、平成 11 年 1 月 10 日から約 3 カ月間行われました。中南米、東南アジア、中近東から来日した合計 9 名の研修生が、今回も無事研修を終え、帰国致しました。

年度末の押し迫った平成 12 年 3 月 31 日には有珠山が噴火し、地元に住む人々の困難だけでなく、北海道全体にも影響が多大なことが懸念されます。

このような 1 年を思い出す中、年報 27 号が完成致しました。どうぞご高覧の上、ご忌憚のない意見を賜れば幸いです。また、当衛生研究所の運営に関し、今後とも、ご指導ご鞭撻下さいますようお願い申し上げます。

平成 12(2000)年 11 月

札幌市衛生研究所
藤田 晃三